

令和7年12月定例県議会付議案

議案第16号 鳥取県人権尊重の社会づくり条例の一部を改正する条例（人権・同和対策課）

インターネット上での誹謗中傷又は差別的な情報発信によって重大な被害が発生していることに鑑み、県民を被害者にも加害者にもさせないため、相談者に対する県の支援内容を明確化し、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律に基づく措置を補完しつつ、特定電気通信役務提供者又は侵害情報に係る発信者に対して侵害情報の削除の要請等を迅速に行うことにより、人権が尊重される社会づくりを図るため、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ①人権に関する相談者への助言に、次の項目が含まれることを明記する。
 - ア 発信者情報の開示の請求に関する援助その他必要な支援
 - イ 特定電気通信役務提供者に対し侵害情報送信防止措置を講ずるよう求める申出に関する援助その他必要な支援
- ②県民は、自己に係る侵害情報であって人権相談窓口に相談した事案に係るものについて、知事が当該侵害情報に係る特定電気通信役務提供者又は発信者に対し、侵害情報送信防止措置を講ずるよう要請することができるものとする。
- ③知事は、②の求めをした者の権利が不当に侵害されているにもかかわらず、特定電気通信役務提供者が侵害情報送信防止措置を講じていないと認めるときは、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の意見を聴いた上で、当該特定電気通信役務提供者又は当該侵害情報に係る発信者に対し、その理由を示した上で、期限を定めて、侵害情報送信防止措置を講ずるよう要請することができるものとする。
- ④知事は、③の要請を受けた発信者が正当な理由がないのに当該要請に応じないときは、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の意見を聴いた上で、当該発信者に対して、期限を定めて、当該要請に係る侵害情報送信防止措置を講ずるよう命ずることができるものとする。
- ⑤知事は、④の命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その者の氏名若しくは名称又はこれらに代わる呼称及び当該命令の内容を公表することができるものとする。この場合において、当該公表による②の求めをした者の権利の保護に十分配慮するものとする。
- ⑥③の要請、④の命令及び⑤の公表（以下「防止措置要請等」という。）は、表現の自由に十分配慮して行わなければならないものとする。
- ⑦防止措置要請等は、その当事者が未成年者であるときは、当該当事者の心身への影響に十分配慮して行わなければならないものとする。
- ⑧県は、差別行為を防止するため、人権に関する正しい知識の普及による偏見の解消をはじめ、必要な人権教育、人権啓発及びインターネットの利用に関するリテラシーの向上のための取組を積極的に行うものとする。
- ⑨④の命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。
- ⑩その他所要の規定の整備を行う。

[公布日から起算して1月を経過した日から施行]